第三・五条　原産資格割合の算定

1　前条1の規定の適用上、附属書二（品目別規則）に定める品目別規則において付加価値基準を用いる場合には、2の規定に従って算定される産品の原産資格割合が当該産品の品目別規則に定める割合以上であることを要件とする。

2　産品の原産資格割合は、次の計算式により算定する。

$$QVC=\frac{FOB-VNM}{FOB}\times 100$$

この場合において、

「QVC」とは、百分率で表示される産品の原産資格割合をいう。

「FOB」とは、3に規定する場合を除くほか、輸送の方法を問わず、産品の買手から当該産品の売手に支払われる当該産品の本船渡しの価額をいう。ただし、当該産品が輸出される際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。

「VNM」とは、産品の生産において使用される全ての非原産材料の価額をいう。

3　(a)　産品の本船渡しの価額は存在するが、その価額が不明で確認することができない場合には、2に規定するFOBは、当該産品の買手から当該産品の生産者への確認可能な最初の支払に係る価額に調整される価額又は関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

(b)　産品の本船渡しの価額が存在しない場合には、2に規定するFOBは、関税評価協定第一条から第八条までの規定に従って決定される価額とする。

4　2の規定の適用上、締約国における産品の生産に使用される非原産材料の価額は、次のいずれかの価額とする。

(a)　関税評価協定に従って決定される価額であって、当該産品の生産者が所在する締約国の輸入港に当該非原産材料を輸送するために要する運賃、適当な場合の保険料、こん包費その他の全ての費用を含むもの

(b)　当該非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国における確認可能な最初の支払に係る価額。ただし、当該非原産材料を輸送するために当該締約国において要する運賃、保険料、こん包費その他の全ての費用及び当該輸送に関して当該締約国において要する他の費用（一般的に認められており、かつ、確認可能なものに限る。）を除外することができる。

5　2の規定の適用上、産品の非原産材料の価額には、当該産品の生産に当たって使用される当該締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額を含めない。

6　2の規定の適用上、いずれかの締約国において生産される非原産材料の価額は、当該非原産材料に含まれる材料であって、いずれの締約国の原産材料ともされないものの価額に限定することができる。

7　5及び6の規定は、5及び6に規定する材料の価額を証明する書面の証拠がある限りにおいて、産品に含まれる材料の価額の算定について適用することができる。

8　3(b)又は4(a)の規定の適用上、産品又は非原産材料の価額を決定するに当たり、関税評価協定は、産品又は非原産材料の国内での取得（国内での商取引の場合を含む。）について準用する。

第三・六条　累積

産品が一方の締約国の原産品であるか否かを決定するに当たり、当該一方の締約国において当該産品を生産するための材料として使用される他方の締約国の原産品は、当該一方の締約国の原産材料とみなすことができる。

第三・七条　原産資格を与えることとならない作業

1　産品は、次の作業が行われたことのみを理由として輸出締約国の原産品としてはならない。

(a)　輸送又は保管の間に産品を良好な状態に保存することを確保する作業（例えば、乾燥、冷凍、塩水漬け）その他当該作業に類する作業

(b)　改装及び仕分

(c)　組み立てられたものを分解する作業

(d)　瓶、ケース及び箱に詰めることその他の単純な包装作業

(e)　統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って一の産品として分類される部品及び構成品の収集

(f)　物品を単にセットにする作業

(g)　産品を物理的に変更することなく単に再分類する作業

(h)　(a)から(g)までに規定する作業の組合せ

2　1の規定は、附属書二（品目別規則）に定める品目別規則に優先する。

第三・八条　積送

次のいずれかの場合には、産品は、原産品とみなさない。

(a)　輸出締約国の区域外において引き続き生産その他の作業（輸入締約国の要件を満たすための再こん包及びラベルの貼替え、積送される貨物の分割、積卸し、蔵置並びに当該産品を良好な状態に保存するため又は輸入締約国に輸送するために必要なその他の作業であって、産品の積替え及び一時蔵置の間に行われるものを除く。）が行われる場合

(b)　産品が一又は二以上の第三国にある間、当該産品が当該第三国の税関管理の下に置かれていない場合

第三・九条　組み立ててないか又は分解してある産品

1　第三・二条から第三・七条までの関連規定の要件を満たし、かつ、統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って完成品として分類される産品については、組み立ててないか又は分解してある状態で一方の締約国から輸入される場合であっても、当該他方の締約国の原産品とみなす。

2　締約国において組み立ててないか又は分解してある産品の材料から組み立てられる産品であって、当該材料が統一システムの解釈に関する通則2(a)の規定に従って完成品として分類される産品として当該締約国に輸入されるものについては、当該締約国の原産品とみなす。ただし、組み立ててないか又は分解してある産品の非原産材料が組み立ててないか又は分解してある形態でなく個別に当該締約国に輸入されていたならば、当該産品が第三・二条から第三・七条までの関連規定の適用される要件を満たしていたであろう場合に限る。

第三・十条　代替性のある産品及び材料

1　在庫において混在している締約国の原産材料及び非原産材料から成る代替性のある材料が産品の生産に使用される場合において、当該産品が当該締約国の原産品であるか否かを決定するときは、これらの材料が当該締約国の原産材料であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

2　締約国の原産品及び非原産品から成る代替性のある産品が在庫において混在している場合において、これらの産品が在庫において混在している当該締約国において輸出に先立っていかなる生産工程も経ず、又はいかなる作業（積卸し又はこれらの産品を良好な状態に保存するための他の作業を除く。）も行われないときは、これらの産品が当該締約国の原産品であるか否かについては、当該締約国において一般的に認められている会計原則に基づく在庫管理方式に従って決定することができる。

第三・十一条　間接材料

産品の生産に使用される間接材料については、当該産品が生産される締約国の原産材料とみなす。

第三・十二条　附属品、予備部品及び工具

1　産品の生産に使用された全ての非原産材料について附属書二（品目別規則）に定める関連する関税分類の変更又は特定の製造若しくは加工の作業が行われたか否かを決定するに当たり、当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具であって、当該産品の標準的な附属品、予備部品又は工具の一部を成すものについては、次の(a)及び(b)の要件を満たす場合には、考慮しない。

(a)　当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具が仕入書において当該産品と別に記載されるか否かにかかわらず、当該附属品、予備部品又は工具に係る仕入書が当該産品の仕入書と別立てにされないこと。

(b)　当該産品と共に納入される附属品、予備部品又は工具の数量及び価額が当該産品について慣習的なものであること。